

恩給給与細則（大正十二年閣令第七号）の全部を次のように改正する。

第一条 この省令は、国庫の支弁に属する恩給で総務大臣の管掌に係るものの請求等の手続を定めることをもつて目的とする。

第二条 恩給請求書類で、本属庁を経て差し出すべきことを定めたものは、まず、公務員又は公務

員に準ずべき者の身分進退を取り扱う庁の長に差し出すことを要する。但し、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十号に規定する旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の恩給については請求者の退職当時における本籍地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣、これらの者の遺族の恩給については請求者の住所地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣を経由して差し出すことを要する。

第三条 裁定庁に差し出すべきことを定めた書類は、総務省に差し出すことを要する。

恩給請求書は、おおむね別紙第一号書式から第十六号書式までに準じて作成することを要する。

2 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。）第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ三、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第一項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十二条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合（恩給請求書には、請求者の氏名の上部に「総代者」と明記することを要する。）

3 旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）。以下「旧勅令第六十八号」といふ。
 う。）施行前に裁定を経たことのある年金たる恩給に相当する法律第百五十五号附則の規定による年金たる恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上に「旧既裁定恩給受給給付金受給者」（請求者が法律第百五十五号附則第二十二条第四項に規定する者であるときは、「旧既裁定恩給受給給付金受給者」と明記すること）を要する。
 給（無期）受給者」と明記すること）を要する。

4 恩給請求書に添附すべき書類は、おおむね別紙第十七号書式から第四十八号書式までに準じて作成することを要する。

第五條 規則第六條又は第十三條ノ三の規定により扶助料請求書又は傷病者遺族特別年金請求書を直接に裁定庁に差し出すべき場合においては、国外に居住する者は、所管領事官の現住証明を受_レけ、これを総務省に差し出すことを要する。

第六条 本属庁において恩給請求書類を受け付けたときは、別紙第四十九号書式から第五十三号書式までに準じて恩給金額計算書を作り、証拠書類を添付して、これを総務省に送付しなければならない。ただし、規則第二十二條第一項ただし書に規定する場合においては、恩給金額計算書を作ることを要しない。

第七条 総務省において、規則第二十六条ノ二に規定する裁定告知書を交付した後恩給証書を作成したときは、これを権利者に交付するものとする。この場合において、権利者は裁定告知書を総務省に返納することを要する。

第八條 恩給の請求を却下した場合には、総務大臣は、請求者に対して直接その旨を通知するとともに、その要旨を関係庁に通知しなければならない。

第九條 總務省において、規則第二十五條の規定により誤りを訂正し、又は裁定の改訂をした場合においては、権利者に通知し、又は新証書を交付しなければならない。

第十条 総務大臣は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支払期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

第十條の二 年金たる恩給の支払開始日は、各支給期月の六日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下本項において「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。ただし、受給者の請求により一月に支給すべき恩給は、その前年の十二月に支給する場合にはその月の二十一日（その日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、恩給を受ける権利が失われた場合におけるその期の恩給は、支払開始日前の日においても支給する。

第十條の三 総務大臣は、規則第二十九條第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体
 体情報システム機構から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の
 対象者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の七第四項に規定する機
 構保存人確認情報（同法第七條第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受け、当該
 者の生存の事実を確認するものとする。

2 総務大臣は 前項の規定により本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた年金たる恩給の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

第十一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない。

又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覽圖の写し

二 請求者が、公務員の死亡当時、公務員により生計を維持し、又は公務員と生計をともしたことを明らかにすることができる申立書（遺族が請求する場合に限る。）

該遺族又は相続人に交付しなければならない。
(払渡金融機関の名称等の届出)

て「払渡金融機関の名称等」という。）を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

に差し出すことを要する。
(国外に居住する受給者の受領代理人)

第十三条 国外に居住する受給者が、国内においてその者に代わつて恩給の支給を受ける者（以下

「受領代理人」という。）を指名し、又はその受領代理人を変更しようとするときは、恩給証書記番号、受領代理人の氏名及び住所並びに当該受領代理人により支給を受ける期間（一回の委任

につき五年を限度とする。）その他必要な事項を記載した委任届に所管領事官の作成した現住証明書書を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。

2 受領代理人により恩給の支給を受けることをやめようとするときは、その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

（処刑通知）

第十四条 規則第三十一条に規定する処刑に関する通知は、おおむね別紙第五十四号書式に準じて作成しなければならない。

（恩給証書又は裁定通知書の再交付）

第十五条 規則第三十六条の規定により恩給証書（裁定告知書を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。

2 前項の場合において、恩給証書又は裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した恩給証書又は裁定通知書を添付することを要する。

（加算に関する勤務日誌）

第十六条 法律第百五十五号による改正前の恩給法第三十八条ノ四又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法第三十六条若しくは第三十七条ノ二の規定による加算をすべき勤務に服した者が恩給を請求する場合においては、その者の所属庁の長は、その作成に係る勤務日誌の写を恩給請求書類に添付して差し出すことを要する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二年六月三〇日総理府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年九月一日総理府令第四一〇号）

この府令は、昭和三十年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三年六月二〇日総理府令第三六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三年五月二九日総理府令第四二二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三年六月二日総理府令第四七号）

この府令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三四四年四月一六日総理府令第二二二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三六年六月一六日総理府令第三〇号）

この府令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三七七年六月一日総理府令第三二二号）

この府令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第三十四号書式及び第三十五号書式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三八八年六月二七日総理府令第二九号）

この府令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附 則 （昭和四六年六月二二日総理府令第三二二二号）

この府令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附 則 （昭和四八年七月二四日総理府令第四〇号）

この府令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二七日総理府令第四一〇号）

この府令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年一月七日総理府令第六七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五一年六月三日総理府令第三四号）

この府令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和五二年五月二四日総理府令第三〇号）

この府令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和五五年一〇月三一日総理府令第五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年九月二五日総理府令第三六号）

この府令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年六月二九日総理府令第三五五号）

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年六月三〇日総理府令第三六号）

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成四年三月三一日総理府令第八号）

（施行期日）

1 この府令は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の規定は、この府令の施行前に生じた事項にも適用する。

3 改正前の恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の規定により貯金事務センターを経由してされた通知は、改正後のこれらの府令の規定によりされた通知とみなす。

附 則 （平成一〇年七月九日総理府令第四七号）

この府令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 （平成二二年八月一四日総理府令第九〇号） 抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一五年一月一四日総務省令第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（旧様式により調製した用紙に関する経過措置）

第十条 第一条の規定による廃止前の勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則の特例を定める省令若しくは第一条の規定による廃止前の要介護者に係る定期郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令又は第二条の規定による改正前の簡易郵便局規則若しくは第四条の規定による改正前の恩給給与細則（以下この条において「旧省令」と総称する。）に規定する様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、旧省令に規定する様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則 （平成一七年三月三一日総務省令第五七号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三〇日総務省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年九月二八日総務省令第一二二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正前の恩給給与細則第十条第一項の規定により交付された支払通知書は改正後の同項の規定により交付された支払通知書と、改正前の恩給給与細則第十二条の規定により提出された届書は改正後の同条第二項の規定により提出された届書と、改正前の恩給給与細則第十六条の規定

により提出された申請書は改正後の同令第十五条の規定により提出された申請書と、それぞれみなす。

附 則（平成二十六年五月一五日総務省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年五月二九日総務省令第五二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日総務省令第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二十七年九月三〇日総務省令第八三号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年五月三十一日総務省令第六六号）

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二四日総務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日総務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十一月一八日総務省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月二四日総務省令第五一号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別紙

第一号書式

別紙

第一号書式（平10総府令47・令改、平12総府令60・平14総省令122・平24総省令92・令2総省令129・一部改正）

普通恩給請求書

普通恩給を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

退職年月日

年 月 日

退職当時の階級・官職名

現住所

郵便番号

〒

都道府県

(電話番号 - -)

第二号書式

第二号書式（平10総府令47・令改、平12総府令60・平14総省令122・平24総省令92・令2総省令129・一部改正）

普通恩給改定請求書

下記普通恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

恩給証書
記号 番号

第 号

現住所

郵便番号

〒

都道府県

(電話番号 - -)

第三号書式（平10総府令47・全改、平12総府令60・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

公務傷病による恩給請求書	
公務傷病による恩給を〔給与〕〔改定〕されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 請求者氏名	
退職年月日	年 月 日
退職当時の 階級・官職名	
現住所	郵便番号 -
	都道府県
	(電話番号 - -)

第四号書式（平10総府令47・全改、平12総府令60・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

再審査請求書	
下記恩給を給されていたところ、まだ傷病が回復していないから再審査されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 請求者氏名	
恩給証書 記号番号	第 号
現住所	郵便番号 -
	都道府県
	(電話番号 - -)

第五号書式（平10総府令47・全改、平12総府令60・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

公務傷病による恩給改定請求書	
加給の原因である家族の員数が ^{増加} したから、下記恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。 _{減少}	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 請求者氏名	
恩 給 証 書 記 号 番 号	第 号
現 住 所	郵便番号 -
	都道 府県
	(電話番号 ー ー)

第六号書式（平10総府令47・全改、平12総府令60・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

一 時 恩 給 請 求 書	
一時恩給を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 請求者氏名	
退 職 年 月 日	年 月 日
退 職 当 時 の 階 級 ・ 官 職 名	
現 住 所	郵便番号 -
	都道 府県
	(電話番号 ー ー)

第七号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

扶 助 料 請 求 書			
扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。			
総務大臣 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名			
公務員 (旧 軍人等) 氏 名			公 務 員
死亡年月日	年 月 日		との続柄
現 住 所	郵便番号 -		
	都道 府県		
	(電話番号 — —)		

第八号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

扶 助 料 請 求 書			
扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。			
総務大臣 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名			
請求者の公務員 (旧軍人等) との続柄			
前扶助料 権者氏名			
失権年月日	年 月 日		
現 住 所	郵便番号 -		
	都道 府県		
	(電話番号 — —)		

第九号書式（平10総府令47・全改、平12総府令60・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

傷病者遺族特別年金請求書			
傷病者遺族特別年金を給与されたく、証書類を添えて請求します。			
総務大臣 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名			
公務員(旧 軍人等)氏 名		公務員	
死亡年月日	年 月 日	との続柄	
現 住 所	郵便番号		
	都道 府県		
	(電話番号 — —)		

第十号書式（平10総府令47・全改、平12総府令60・平19総省令122・平24総省令92・令2 総省令129
・一部改正）

扶助料改定請求書			
下記扶助料を改定されたく、証書類を添えて請求します。			
総務大臣 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名			
扶助料証書 記号番号	第 号		
現 住 所	郵便番号		
	都道 府県		
	(電話番号 — —)		

第十一号書式（平10総府令47・令改、平12総府令90・平19総省令122・平24総省令92・令2総省令129・一部改正）

扶助料証書接請書	
扶助料証書を書き換えられたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 請求者氏名	
失権した者の氏名	
失権年月日	年 月 日
現住所	郵便番号 -
	都道府県
	(電話番号 ー ー)

第十二号書式（平10総府令47・令改、平12総府令90・平19総省令122・平24総省令92・令2総省令129・一部改正）

加給（加算）員数の変動 による扶助料改定請求書			
加給（加算）の原因である遺族の員数が <table border="1"><tr><td>増加</td></tr><tr><td>減少</td></tr></table> したから、下記扶助料を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。		増加	減少
増加			
減少			
総務大臣 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名			
扶助料証書記号番号	第 号		
現住所	郵便番号 -		
	都道府県		
	(電話番号 ー ー)		

第十三号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総府令122・平24総府令92・令2 総府令129・一部改正）

加算に関する扶助料改定請求書											
下記扶助料を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。											
総務大臣 殿											
年 月 日											
(フリガナ) 請求者氏名											
扶助料証書 記 号 番 号	第 号										
現 住 所	郵便番号 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										
	都道 府県										
(電話番号 ー ー)											

第十四号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・平24総府令92・令2 総府令129・一部改正）

扶助料停止申請書	
下記扶助料権者は所在が不明であるから、扶助料を停止されたく証拠書類を添えて申請します。	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 申請者氏名	
申請者の公務員との続柄	
扶助料権者 氏 名	
所在不明 となった日	年 月 日

第十五号書式（平10総府令47・令改、平12総府令90・平19総省令122・平24総省令92・令2総省令129・一部改正）

扶助料転給請求書	
下記扶助料権者の扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 請求者氏名	
扶助料権者氏名	
停止事由	(次の該当する番号に○印をつけてください。) (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。
請求者の公務員との続柄	
現住所	郵便番号
	都道府県
	(電話番号 — —)

第十六号書式（平10総府令47・令改、平12総府令90・平19総省令122・平24総省令92・令2総省令129・一部改正）

一時扶助料請求書			
一時扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。			
総務大臣 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名			
公務員(旧軍人等)氏名		公務員	
死亡年月日	年 月 日	との続柄	
現住所	郵便番号		
	都道府県		
	(電話番号 — —)		

第十七号書式 (平10総府令47・全改)

履歴書		
(退職当時の階級・官職名) (氏 名)		
年 月 日生		
年 月 日	記 事	官 公 署 名
上記に相違ないことを証明する。 年 月 日 (退職当時の所属庁の長) 印		

備考

- 1 学歴、位記、勲記、賞与等の記載は、必要としない。
- 2 任免、転任、昇格、昇給等は、順を追い、間隙のないように詳記すること。
- 3 退職の事由（公務に起因しない傷病のため退職した者については、その旨）を明記すること。
- 4 退職当時の所属庁の長は、他庁に関する事項については照会の上、これを詳記すること。

第十八号書式 (平10総府令47・全改)

現認証明書		
下記のとおり現認しました。 年 月 日 現認者 (住所及び官職名 (又は階級)) (氏 名)		
公務員 (旧軍人等) の氏名		
傷 病 名		
現 認 事 項 (できるだけ詳しく記入してください)	負 傷 (罹 病) し た 日 時	年 月 日 時 頃
	負 傷 (罹 病) し た 場 所	
	負傷 (罹病) した時の状況	

備考 現認者が多数あるときは、その2名以上が連署すること。

第十九号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正）

戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金
申 慰 金 裁定証明書

公務員（氏名）

扶助料請求者（遺族年金
申 慰 金 受給者）

公務員との続柄

（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族
等援護法（昭和27年法律第127号）第23条第1項第1号に規
定する場合の遺族年金を給すべきものと決定して（証
書記号）第（年月日付け）の遺族年金証書を交
付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく申慰金を受けたときは、申慰金の裁定について証明すること。

第二十号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正）

戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金
申 慰 金 裁定証明書

公務員（氏名）

扶助料請求者

公務員との続柄

（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷
病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第23条第1項第
1号に規定する場合の遺族年金を給すべきものと決定
して（証書記号）第（年月日付け）の遺族年金証書を
交付したことを証明する。

記
公務員との続柄（氏名）
年 月 日

厚生労働大臣 印

備考

- 扶助料請求者が遺族年金又は申慰金を受けたことがなく、扶助料請求者以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺族年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が申慰金を受けたときは、申慰金の裁定について証明すること。
- 遺族年金又は申慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

第二十一号書式（平10総府令47・金改、平12総府令90・一部改正）

昭和30年法律第144号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等
援護法による遺族年金
申慰金裁定証明書

公務員（氏名）

扶助料請求者（遺族年金
申慰金受給者）

公務員との続柄
（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律第144号）による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第4条第2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項第1号に規定する遺族年金を給すべきものと決定して第34条第1項の規定による申慰金を給すべきものと決定して証書記号第号（年月日付け）の遺族年金証書を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく申慰金を受けたときは、申慰金の裁定について証明すること。

第二十二号書式（平10総府令47・金改、平12総府令90・一部改正）

昭和30年法律第144号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等
援護法による遺族年金
申慰金裁定証明書

公務員（氏名）

扶助料請求者

公務員との続柄
（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律144号）による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第4条第2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項第1号に規定する場合の遺族年金を給すべきものと決定して証書記号第号（年月日付け）の遺族年金証書を交付したことを証明する。

記
公務員との続柄（氏名）
年 月 日

厚生労働大臣 印

備考

1 扶助料請求者が遺族年金又は申慰金を受けたことがなく、扶助料請求者以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺族年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が申慰金を受けたときは、申慰金の裁定について証明すること。

2 遺族年金又は申慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

第二十三号書式（平10総府令47・金改、平12総府令90・一部改正）

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員（氏名）

扶助料請求者（弔慰金受給者）

公務員との続柄

（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律第144号）附則第11項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第 号（ 年 月 日付け）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

第二十四号書式（平10総府令47・金改、平12総府令90・一部改正）

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員（氏名）

扶助料請求者

公務員との続柄

（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律第144号）第11項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第 号（ 年 月 日付け）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

記

公務員との続柄（氏名）

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

第二十五号書式（平10総府令47・金改、平12総府令90・一部改正）

昭和28年法律第181号附則第20項の規定による
遺族年金裁定証明書
弔慰金裁定証明書

公務員（氏名）
扶助料請求者〔遺族年金受給者〕
弔慰金受給者
公務員との続柄
（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等
等保護法の一部を改正する法律（昭和28年法律第181号）附則第20項の規定
による遺族年金を給すべきものと決定して〔証書〕第号
〔裁定通知書〕第号（年 月 日付け）の遺族年金証書を交付したことを証明す
る。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁定について証明すること。

第二十六号書式（平10総府令47・金改、平12総府令90・一部改正）

昭和28年法律第181号附則第20項の規定による
遺族年金裁定証明書
弔慰金裁定証明書

公務員（氏名）
扶助料請求者
公務員との続柄
（氏名）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷
病者戦没者遺族等保護法の一部を改正する法律（昭和28年法律第181号）附
則第20項の規定による遺族年金を給すべきものと決定して〔証書〕第号
〔裁定通知書〕第号（年 月 日付け）の遺族年金証書を交付
したことを証明する。

記
公務員との続柄（氏名）

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考

1 扶助料請求者が遺族年金又は弔慰金を受けたことがなく、扶助料請求者以外
の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺族年金
を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が弔慰金を受けたときは、弔慰金
の裁定について証明すること。

2 遺族年金又は弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事
実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は
「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

第二十七号書式（平10総府令47・金改、令2総省令129・一部改正）

失権事由非該当申立書	
1 刑に処せられたこと等に関する申立て (次の該当する番号に○印をつけてください。)	
(1) 請求書に記入した退職年月日後	次の事項に該当したことがない。
(2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に	
・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。	
2 再就職に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）	
請求書に記入した退職年月日後、国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体（三公社）職員として勤務したことが	
(1) ない。 (2) ある。	
(②に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)	
勤務期間	年 月 ～ 年 月
勤務先・官職名	
勤務期間	年 月 ～ 年 月
勤務先・官職名	
(上記の期間、勤務したことにより恩給又は共済年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)	
証書記号番号・年金コード	
証書の発行機関	

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第二十八号書式（平10総府令47・金改、令2総省令129・一部改正）

普通恩給失権事由非該当申立書	
1 刑に処せられたこと等に関する申立て (次の該当する番号に○印をつけてください。)	
公務員（旧軍人等）は	(1) 退職（復員等）後 (2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に
次の事項に該当したことがない。	
・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。	
2 再就職に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）	
公務員（旧軍人等）は退職（復員等）後、国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体（三公社）職員として勤務したことが	
(1) ない。 (2) ある。	
(②に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)	
勤務期間	年 月 ～ 年 月
勤務先・官職名	
勤務期間	年 月 ～ 年 月
勤務先・官職名	
(上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又は遺族（共済）年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)	
証書記号番号・年金コード	
証書の発行機関	

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第二十九号書式（平10総府令47・金改、令2総省令129・一部改正）

(配偶者用)

扶助料失権事由非該当申立書

私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第三十号書式（平10総府令47・金改、令2総省令129・一部改正）

一時恩給の請求に関する申立書

1 刑に処せられたこと等に関する申立て

請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

2 普通恩給等に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）

(1) 昭和46年10月1日

(2) 昭和49年9月1日

(3) 昭和50年8月1日

において、普通恩給又は退職年金に関する恩給

法以外の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。

(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合
昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合
昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満又は兵の場合

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第三十一号書式（平10総府令47・金改、令2総府令129・一部改正）

（配偶者用）	一時扶助料の請求に関する申立書			
1 刑に処せられたこと等に関する申立て 公務員（旧軍人等）は退職（復員等）後、次の事項に該当したことがない。 ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 また、私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。 ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 ・ 婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む ^イ ）したこと。 ・ 遺族以外の者の養子となったこと。				
2 扶助料等に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください ^イ ） 私は、 <table><tr><td>(1) 昭和46年10月1日</td></tr><tr><td>(2) 昭和49年9月1日</td></tr><tr><td>(3) 昭和50年8月1日</td></tr></table> において、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく遺族年金を受ける権利を有していない。 (注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合 昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合 昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満又は兵の場合		(1) 昭和46年10月1日	(2) 昭和49年9月1日	(3) 昭和50年8月1日
(1) 昭和46年10月1日				
(2) 昭和49年9月1日				
(3) 昭和50年8月1日				

上記のとおり申し立てます。
年 月 日
申立者氏名

第三十二号書式（平10総府令47・金改、平10総府令90・一部改正）

昭和20年法律第155号附則第24条の3又は第29条の2 の規定に係る拘禁に関する証明書 (氏 名) 上記の者は、公務員としての在職中の職務に関連して旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和27年法律第205号）による改正前の旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第8条第1項の規定に該当し、 年 月 日から 年 月 日までの間拘禁されていたことを証明する。 年 月 日 (法務大臣又は厚生労働大臣) 印
--

第三十三号書式 (平10総府令47・金改)

刑に関する申立書

(罪名)

年 月 日

により

懲罰
懲役

 年 月の刑に処せられたが、 年 月 日

その罪については、大赦を受けた

執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過した

ことを

申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第三十四号書式 (平10総府令47・金改)

刑に関する申立書

公務員（旧軍人等）（氏 名）

(罪名)

上記の者は、 年 月 日

により

懲罰
懲役

 年 月の刑に処せられたが、 年 月 日

その罪については、大赦を受けた

執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過した

ことを

申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第三十五号書式 (平10総府令47・金23)

懲戒又は懲罰に関する申立書

年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退職したが、

年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを申し立て

ます。

年 月 日

申立者氏名

第三十六号書式 (平10総府令47・金23)

懲戒又は懲罰に関する申立書

公務員（旧軍人等）（氏 名）

上記の者は、 年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退

職したが、 年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを

申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

外国政府職員等の帰国年月日に関する申立書

(港湾名)

昭和 年 月 日 に入港した

(船名)

によって帰国したことを申し立てます。

年 月 日

昭和20年 8月15日当時の本籍地

申立者氏名

第三十八号書式

傷病者遺族特別年金の請求に関する申立書

私は、公務員（旧軍人）が下の表の年金を受けていなかったことを申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

年 金 制 度	年 金 の 種 類
恩給法	普通恩給
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	退職共済年金 障害共済年金
	退職年金 減額退職年金
旧地方公務員等共済組合法	障害年金

第三十九号書式（平10総府令47・金改、令2総府令129・一部改正）

加給の原因である家族の員数の減少申立書	
加給の対象となっていた家族の氏名	フリガナ
対象でなくなった年月日	年 月 日
事由	（次の該当する番号に○印をつけてください。また、②に○印をつけた方は、具体的な事由を（ ）内に記入してください。） (1) 死亡 ② その他（ ）

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四十号書式（平10総府令47・金改0）

総代者選任届			
恩給の請求及び支給の請求については、（ 氏 名 ） を次の者全員の総代者とします。 年 月 日 （次の欄に各自が氏名及び続柄を記入してください。）			
氏 名		公 務 員 との続柄	
氏 名		公 務 員 との続柄	
氏 名		公 務 員 との続柄	

第四十一号書式（平10総府令47・金改、令2総府令129・一部改正）

加給の原因となる家族の生計関係申立書	
加給の原因 となる家族 の氏名	フリガナ
（次の該当する番号に○印をつけてください。） この家族は、公務員（私）と (1) 同居している。 (2) 別居している。 （②に○印をつけた方は、下の〔 〕欄に公務員との間の生活上の依存関係（仕送りなど）について具体的に記入してください。）	

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四十二号書式（平10総府令47・金改、令2総府令129・一部改正）

公務員（旧軍人等）との生計関係申立書	
（次の該当する番号に○印をつけてください。） 私は、公務員の死亡当時、公務員と (1) 同居していた。 (2) 別居していた。 （②に○印をつけた方は、下の〔 〕欄に公務員との間の生活上の依存関係（仕送りなど）について具体的に記入してください。）	

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四十三号書式（平10総府令47・金改、令2総府令129・一部改正）

加給（加算）の原因となる遺族の生計関係申立書			
加給（加算） の原因となる 遺族の氏名	フリガナ	公 務 員	との続柄
（次の該当する番号に○印をつけてください。） この遺族は、公務員の死亡当時、公務員と (1) 同居していた。 (2) 別居していた。 （②に○印をつけた方は、下の〔 〕欄に公務員との間の生活上の依存関係（仕送りなど）について具体的に記入してください。） 〔 〕			
（次の該当する番号に○印をつけてください。） この遺族は、現在、請求者と (1) 同居している。 (2) 別居している。 （②に○印をつけた方は、下の〔 〕欄に請求者との間の生活上の依存関係（仕送りなど）について具体的に記入してください。） 〔 〕			

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四十四号書式（平27総府令63・金改、令2総府令129・一部改正）

年金の受給に関する申立書	
（次の該当する番号に○印をつけてください。） 私（扶養料請求者）は、下の表の年金を (1) 受けている。 (2) 受けていない。 （「(1)受けている。」に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類に○印をつけ、該当の年金証書の写し（年金額決定通知書又は年金振込通知書でも可）を添付してください。）	
年 金 制 度	年 金 の 種 類（年金コード）
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 恩府年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金（1150） 2 障害厚生年金（1350） 3 老齢年金（0130） 4 障害年金（0330）
国民年金法	1 障害基礎年金（1350, 2650, 5350, 6550） 2 障害年金（0620）
船員保険法	1 老齢年金 2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 （旧公共企業体（三公社）を含む。）	1 退職共済年金 2 障害共済年金 3 退職年金 4 減額退職年金 5 障害年金
旧地方公務員等共済組合法	
旧私立学校教職員共済法	1 特例退職共済年金 2 特例障害共済年金 3 特例障害農林年金 4 特例退職年金 5 特例減額退職年金 6 特例障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職料 3 障害年金 4 増加退職料 5 療養年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合（旧令）等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務恩府年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金
（○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。）	
基 礎 年 金 番 号	
1 年金コード又は証書記号番号	
証 書 の 発 行 機 関	
種 利 取 得 年 月	年 月
2 年金コード又は証書記号番号	
証 書 の 発 行 機 関	
種 利 取 得 年 月	年 月

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四十五号書式（平10総府令47・全改、令2総府令129・一部改正）

加給（加算）の原因である遺族の員数の減少申立書	
加給（加算）の 対象となっていた 遺族の氏名	フリガナ
対象でなくなった 年 月 日	年 月 日
事 由	（次の該当する番号に○印をつけてください。また、②に○印をつけた方は、具体的な事由を（ ）内に記入してください。） ① 死亡 ② その他（ ）

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四十六号書式（平10総府令47・全改、令2総府令129・一部改正）

一時恩給に関する申立書	
（階級・官職名） 年 月 日 を退職したことにより、 （恩給種別）第 号の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。 （次の該当する番号に○印をつけてください。） この一時恩給を { ① 返還する。 ② 返還しない。	
上記のとおり申し立てます。 年 月 日 申立者氏名	

第四十七号書式 (平10総府令47・全改、令2総府令129・一部改正)

一時恩給に関する申立書

(恩給種別)

私は、死亡した公務員が受けるべきであった一時恩給を請求し、

第 号の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

この一時恩給を

(1) 返還する。

(2) 返還しない。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第四十八号書式 (平10総府令47・全改、令2総府令129・一部改正)

一時扶助料に関する申立書

(恩給種別)

私は、公務員が死亡したことにより、 第 号

の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

この一時扶助料を

(1) 返還する。

(2) 返還しない。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(その一)

歳 年	月	定日	
証記 年	番 月	書 日	第 号
給 年	月	送日	
証記 年	番 月	書 日	第 号

普通恩給金額計算書

退職当時の階級・官職名 _____

氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退職年月日	昭和 年 月 日	普通恩給年額	円
退職の事由		付記	
退職年数	年 [実 年 月 日] [加 年 月 日]		
恩給年額算出率	150 . . . 300		
退職当時の俸給年額	円 銭		
年法律第 号 規定 俸給 年額	円		
恩給決定の 要領に 照して 算出せし 恩給の 額より 控除	一時恩給額 円		
	控除額 円 銭		
給与初月	年 月		

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

総務大臣 殿

(官 廳) 印

在職年内訳

平成 年 月 日															
公 区	務 員 分	始	終	期	年	月	日	公 区	務 員 分	始	終	期	年	月	日
		昭和	年	月	日					昭和	年	月	日		
			年	月	日						年	月	日		
			年	月	日						年	月	日		
合 計													年	月	日
加 算 年															
公 務 員 区 分	始	終	期	事 由	年	月	日	公 務 員 区 分	始	終	期	事 由	年	月	日
	昭和	年	月	日					昭和	年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
合 計													年	月	日
除 算 年															
公 務 員 区 分	始	終	期	事 由	年	月	日	公 務 員 区 分	始	終	期	事 由	年	月	日
	昭和	年	月	日					昭和	年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
合 計													年	月	日
総計													年	月	日
退職当時の年齢年額内訳															
本 俸 年 (月) 額							加 俸 年 (月) 額								
円							円								
円							円								
合計 (年額)							合計 (年額)								
総計							円								
円							円								

(その一)

昭和 年 月 日		
証 記 号	第 号	
昭和 年 月 日		
前 証 記 号	第 号	
番 号	第 号	

公務傷病による恩給金額計算書

退職当時の階級・官職名 _____
氏名 _____ 昭和 年 月 日生

退職年月日	昭和 年 月 日	普通恩給年額	
退職の事由		増加恩給年額	
在職年数	年 昭和 年 月 日 加 年 月 日	増加恩給 加給額の 内訳	家 族 加 給 額 加 給 額 特 別 加 給 額
恩給年額算出率	150 ・ 300	傷病年金年額	(支給加給を含む)
年法津第 号 仮定 傳給年額	円	有能満了後の恩給 年額	
経 状 等 差	第 項第 目 第 項第 目 第 項第 目	傷病年金金額	
給 与 初 月	年 月		
給 与 終 期	年 月		

調査したところ上記に相違ないから、給与されたとい。

年 月 日

総務大臣 殿 (官 職) 印

在職年內訳

平成 26 年度															
公区	務員分	始	終	期	年	月	日	公区	務員分	始	終	期	年	月	日
		昭和	年	月	日					昭和	年	月	日		
			年	月	日						年	月	日		
			年	月	日						年	月	日		
合計						年		月		日					
加 算 年															
公務員区	始	終	期	事由	年	月	日	公務員区	始	終	期	事由	年	月	日
	昭和	年	月	日					昭和	年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
合計						年		月		日					
除 算 年															
公務員区	始	終	期	事由	年	月	日	公務員区	始	終	期	事由	年	月	日
	昭和	年	月	日					昭和	年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
		年	月	日						年	月	日			
合計						年		月		日					
総計						年		月		日					
退職当時の俸給年額内訳															
木 俸 年 (月) 額							加 俸 年 (月) 額								
円 族							円 族								
円 族							円 族								
合計 (年額)							合計 (年額)								
総計							円 族								

第五十一号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平28総省令92・一部改正)
(その一)

歳 年 月 日	定 日	
記 号	第 号	
卒 年 月 日	卒 日	

一時恩給金額計算書

退職当時の階級・官職名

氏名明・大・昭年 月 日生

退 職 年 月 日	昭和 年 月 日	退職の事由	
一時恩給金額の算出 の基礎となる在職年 数	年		
一時恩給金額の算出 の基礎となる俸給月 額	円 銭		
一 時 恩 給 金 額	円		

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

総務大臣 殿

(官 職) 印

(その二)

在職年内訳

実 在 職 年									
公 務 員 区 分	始	終	期	事	由	年	月	日	
	昭和	年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
合計 年 月 日									
加 算 年									
公務員区分	始	終	期	事	由	年	月	日	
	昭和	年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
合計 年 月 日									
除 算 年									
公務員区分	始	終	期	事	由	年	月	日	
	昭和	年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
合計 年 月 日									
総計 年 月 日									
退職当時の俸給年額内訳									
本 俸 年 (月) 額					加 俸 年 (月) 額				
円 銭					円 銭				
円 銭					円 銭				
合計 (年額) 円 銭					合計 (年額) 円 銭				
総計 円 銭					円 銭				

第五十二号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平28総省令92・一部改正)
(その一)

敷 年 月 日	定 日	
記 号 番 号	第 号	
年 月 日	年 月 日	
前 記 号 番 号	第 号	

扶 助 料 金 額 計 算 書			
公務員退職（死亡）当時の階級・官職名			
公務員の氏名			
公務員との続柄 氏名 明・大・昭 年 月 日生			
退職年月日 死亡年月日	昭和 年 月 日	扶 助 料 年 額 (加給・加算額を含む) 普通恩給年額の10分の5 の額	円
退職の事由 又は死因		算 出 率	割
在職年数	年 (東 年 月 日 加 年 月 日)	扶 助 料 年 額 (加給・加算額を除く)	円
恩給年額算出率	150 - 300	加給・加算額	円
退職当時の俸給年額	円 銭	加 算 額	円
年法準第 号 仮定俸給年額	円	通 給 俸 年 額	円
恩給法 第64条 ノ2そ の他の 規定に よる控 除	金 額 控 除 額	に 関 す る 事 項 停 止 年 月 年 月 日 付記	円
普通恩給年額	円		
給 与 初 月	年 月		

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。
年 月 日
総務大臣 殿 (官 職) 印

(その二)
在 職 年 内 訳

実在職年						
公 務 員 区 分	始	終	期	年	月	日
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
	合計	年	月	日		
加算年						
公務員区分	始	終	期	事	由	年 月 日
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
	合計	年	月	日		
除算年						
公務員区分	始	終	期	事	由	年 月 日
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
	合計	年	月	日		
総計 年 月 日						
退 職 当 時 の 俸 給 年 額 内 訳						
本 俸 年 (月)	額	加 俸 年 (月)	額			
	円 銭		円 銭			
	円 銭		円 銭			
合計 (年額)	円 銭	合計 (年額)	円 銭			
総計		円 銭				

第五十三号書式（平10総府令47・金改、平12総府令90・平28総省令92・一部改正）
（その一）

裁 年 月 日	
記 番 号	第 号
発 年 月 日	

一時扶助料金額計算書

公務員退職（死亡）当時の階級・官職名 _____

公務員の氏名 _____

公務員との続柄 _____ 氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退 職 年 月 日	昭和 年 月 日	退職の事由	
死 亡 年 月 日	昭和 年 月 日		
一時扶助料金額の算出の基礎となる在職年数	年		
一時扶助料金額の算出の基礎となる俸給月額	円 銭		
一時扶助料金額	円		

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。
年 月 日
総務大臣 殿
（官 職） 印

（その二）

在 職 年 内 訳

実在職年						
公 務 員 区 分	始	終	期	年	月	日
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
	合計	年	月	日		
加算年						
公務員区分	始	終	期	事	由	年 月 日
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
	合計	年	月	日		
除算年						
公務員区分	始	終	期	事	由	年 月 日
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
	合計	年	月	日		
総計 年 月 日						
退職当時の俸給年額内訳						
本 俸 年 (月)	額	加 俸 年 (月)	額			
	円 銭		円 銭			
	円 銭		円 銭			
合計 (年額)	円 銭	合計 (年額)	円 銭			
総計		円 銭				

第五十四号書式 (平28総審令66・全改)

総務省 あて		年 月 日
		裁判所
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
恩給証書記号番号	第 号	
罪 名		
刑 名		
刑 期		
判決言渡し年月日	年 月 日	
判決確定年月日	年 月 日	
刑期起算年月日	年 月 日	
刑期満了年月日	年 月 日	
一部執行猶予開始年月日	年 月 日	
一部執行猶予言渡し取消し年月日	年 月 日	
執行猶予期間	年	
執行猶予言渡し取消し年月日	年 月 日	

第五十五号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平15総審令122・平28総審令62・令2総審令129・一部改正)

恩給証書再交付申請書	
下記恩給証書の再交付を申請します。	
総務大臣 殿	
年 月 日	
(フリガナ) 受給者氏名 (年 月 日生)	
恩 給 証 書 記 号 番 号	第 号
恩 給 証 書 の 日 付	年 月 日
申 請 理 由	(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを〔 〕欄に詳しく記入してください。) 1 亡 失 2 損 傷 3 その他 〔 〕
現 住 所	郵便番号 ー 都道府県 (電話番号 ー)